

# 着々と進みつつある LEI のグローバルな利用に向けた議論

株式会社 野村総合研究所 金融コンサルティング部  
上級コンサルタント 山崎 大輔



## 1 LEI とは？

LEI (Legal Entity Identifier : 取引主体識別子) とは、金融取引等の主体 (主に法人) を識別するため、世界共通のルールのもとで発行される番号である。世界金融危機後、主にグローバルな金融取引の実態把握を強化する観点から、LEI についてグローバルな検討が開始された。LEI は、図表 1 に示すように 20 桁の数字・アルファベットの組み合わせで構成され、国際標準化機構において ISO 17442 として規格承認されている。

## 2 LEI に関する議論の経緯

世界金融危機に際し、グローバルな金融取引の実態を金融当局が正確に把握できなかったことを踏まえ、金融取引主体である法人に世界共通の識別方式があれば効果的であるとの考え方に立ち、LEI をめぐる議論が各国当局間で始まった。2011 年 11 月

の G20 カンヌ・サミットにおいて LEI の創設支持が国際的な合意として初めて打ち出された。その後、FSB (Financial Stability Board : 金融安定理事会) <sup>※1</sup> を中心に LEI のガバナンス等に関して具体化のための検討が進められた。2012 年 6 月に FSB 報告書「金融市場のためのグローバルな LEI <sup>※2</sup>」が公表され、同年のロスカボス・サミットで承認された。

2012 年 11 月には、FSB より LEI 規制監視委員会憲章 (LEI ROC Charter) <sup>※3</sup> が提出された。同憲章では LEI システムのガバナンスの原則が規定されており、これに同意する当局が参加メンバーとなり、LEI 規制監視委員会 (LEI ROC : LEI Regulatory Oversight Committee) が発足、第 1 回会合を 2013 年 1 月に開催した。さらに、2014 年 6 月には、LEI の実務運営を主導する中央業務機関 (COU) として、グローバル LEI 財団 (GLEIF : Global LEI Foundation) が設立された。

図表 1 LEI の構造

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
LOU-Prefix (4桁)				Reserved Digits (2桁)		Random Alphanumeric Code (12桁)												Check Digits (2桁)	
地域付番機関 (LOU)の番号						地域付番機関(LOU)が付番する ランダムな英数字													

出所) 日本取引所グループホームページをもとに作成

図表 2 LEI システムのガバナンス構造



出所) FSB「金融市場のためのグローバルなLEI」をもとに作成

### 3 LEI のガバナンスの特徴

前述のFSB報告書「金融市場のためのグローバルなLEI」の提言に基づき、LEIシステムのガバナンスの枠組みは3層構造で成り立っている(図表2)。

#### 1) LEI 規制監視委員会 (LEI ROC) ※4

LEI 規制監視委員会 (LEI ROC) は、LEI システム全体の政策方針の決定や各国当局間のコーディネーション、および業務運営の監視を担う。同委員会のホームページによれば正式メンバーは約70当局で、日本からは金融庁および日本銀行がメンバーとして参加している。同委員会の内部に、執行委員会がある。執行委員会は政策方針などの意思決定のための会議体であり、地域別に選出されたメンバーで構成される。

#### 2) グローバル LEI 財団 (GLEIF) ※5

グローバル LEI 財団 (GLEIF) は、LEI の業務

運営全般を主導する役割を担い、LEI 発行業務の実務的な基準策定や、地域付番機関 (LOU : Local Operating Unit、後述) が発行する LEI のデータ品質管理等を行う。原則として、LEI のデータは全て公表されているが、各地域付番機関が発行した LEI のデータをグローバル LEI 財団 (GLEIF) がファイル統合した上で公表している。

#### 3) 地域付番機関 (LOU)

地域付番機関 (LOU) は、各地域において LEI の発行・管理業務を担っており、グローバル LEI 財団ホームページによれば世界中に現在30機関ある。日本においては、東京証券取引所 (JPX/TSE) が地域付番機関として2014年8月からLEIの付番業務を行っている。

LEI システムの特徴の一つに、地域性の重視がある。金融取引主体となる法人等の情報は各国の法律制度のもと、各国の言語で登記所等に登録されている。

したがって、各国・各地域の環境に即した業務運営を可能とするため、グローバルに統一の番号であるにもかかわらず付番機関の地域分散化を図っている。

他方、地域付番機関（LOU）は、LEIの発行・管理を行う際には、LEI規制監視委員会やグローバルLEI財団が設定した基準に従うことが求められる。また、地域付番機関として認定されるために、グローバルLEI財団が行う審査（Accreditation）の承認を受け、グローバルLEI財団との間で基本契約等を締結する必要がある。

LEIを取得したい法人等は、いずれかの地域付番機関（LOU）に申請すれば取得することができる。また、ある地域付番機関でLEIを取得した後、（例えば本社移転などを理由に）そのLEIを同じ番号のまま別の地域付番機関へ移行することも可能であり、LEIの携帯性（Portability）が確保されている。一方、同一法人等に二つ以上のLEIを発行することは禁止されており、二重付番のチェックが厳格になされている。

このようにLEIシステムの特徴である3層構造のガバナンスを通じて、高いデータ品質と利便性の実現を図っている。

#### 4 LEIの発行状況

グローバルLEI財団の発表によれば、2018年1月5日時点で約99万のLEIが世界中で発行されている。LEI発行数を国・地域別に見ると（図表3）、米国が15.2万件と最も多く、以下、英国、ドイツ、オランダ、イタリアと欧州各国が続いている。総じて、現時点でLEIは主に欧米の法人等を対象に発行されている。日本は8,211件と第23位にあり、欧米を除く中ではLEIを取得している法人等が最も多い国といえる。

LEIの発行数を地域付番機関（LOU）別に見ると（図表4）、最も多いGMEI Utilityが35.5万件と1機関で発行数全体の約36%を占めており、総じて欧米の地域付番機関（LOU）が上位を占めている。東京証券取引所（JPX/TSE）の発行数は7,285件で第14位である。

#### 5 LEI利用に関する法規制化の動き

前述したとおり、LEI創設の目的の一つは、グローバルな金融取引の実態を各国当局が正確に把握することにある。したがって、各国当局による法規制化がLEI利用の主要な推進力となっている。

グローバルLEI財団のホームページには、LEI利用を法規制に明文化した各国当局の取り組み事例（実施済みおよび実施予定のものを含む）が一覧で掲載<sup>※6</sup>されている。

最も多くの当局でLEIの利用が法規制で定められているのが、店頭デリバティブ分野の取引報告であ

※1 世界の金融秩序の維持のため金融システムの監視機能を強化することを目的に、2009年に創設された組織。世界主要国の中央銀行や金融監督当局、IMFや世界銀行などの国際機関で構成される。

※2 FSB Report Global Legal Entity Identifier for Financial Markets:  
<http://www.fsb.org/2012/06/fsb-report-global-legal-entity-identifier-for-financial-markets/>

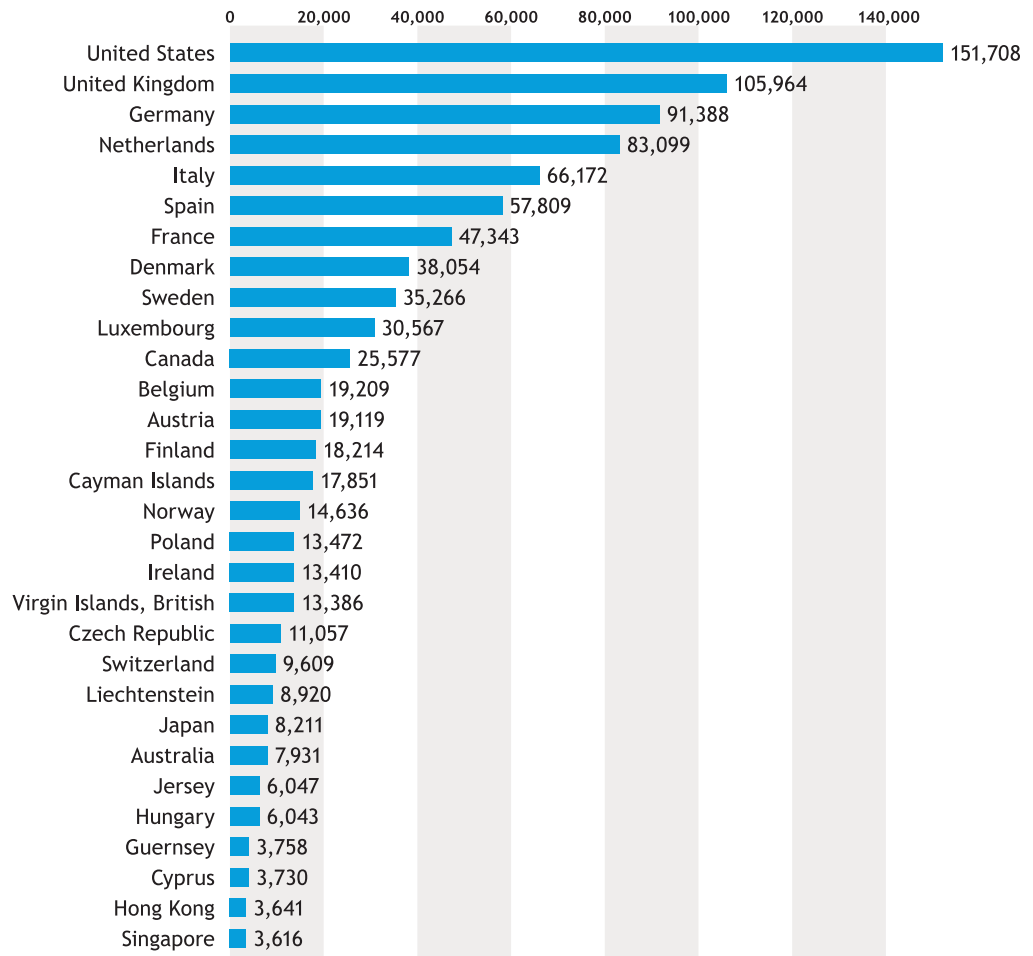
※3 Charter of the Regulatory Oversight Committee for the Global Legal Entity Identifier (LEI) System:  
[http://www.fsb.org/2012/11/r\\_121105c/](http://www.fsb.org/2012/11/r_121105c/)

※4 <https://www.leiroc.org/>

※5 <https://www.gleif.org/ja>

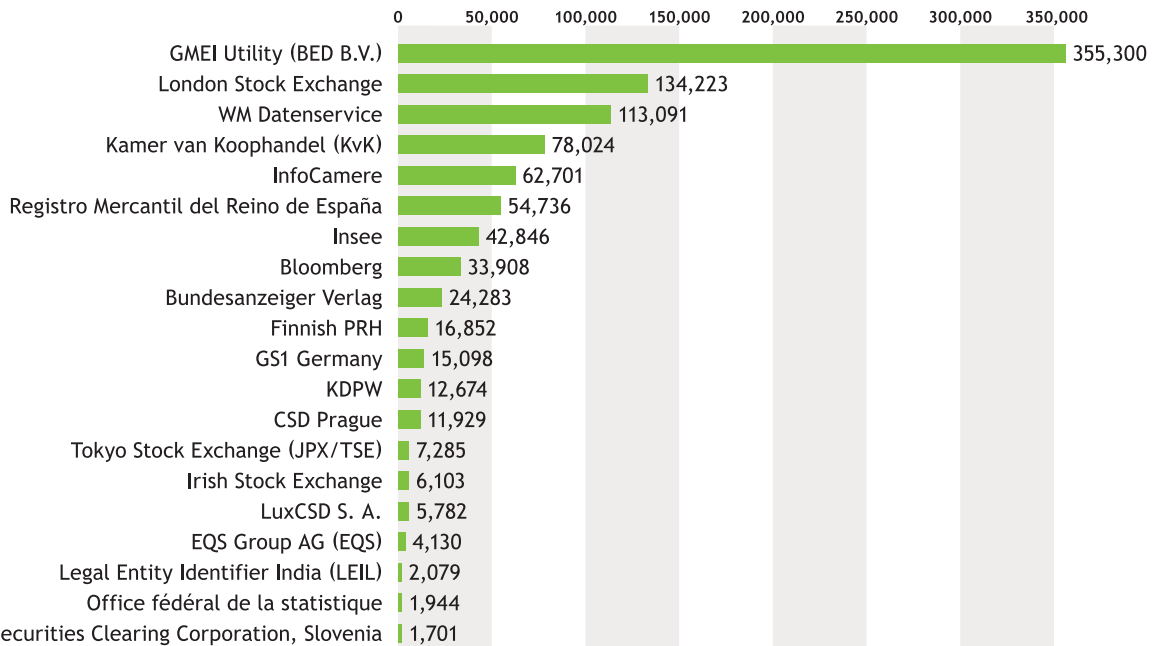
※6 <https://www.gleif.org/ja/about-lei/regulatory-use-of-the-lei>

図表3 LEI発行数(国・地域別、上位30位まで)



出所) グローバルLEI財団ホームページをもとに作成 (2018年1月5日時点)

図表4 LEI発行数(地域付番機関別、上位20位まで)



出所) グローバルLEI財団ホームページをもとに作成 (2018年1月5日時点)

る。世界金融危機後の店頭デリバティブ市場改革の一環として、取引報告の義務化が国際合意となっていることから、クロスボーダー取引での取引主体を識別するために国際統一規格である LEI を利用するニーズが高いためと考えられる。2017 年末時点で、欧米に加えて、ロシア、カナダ、シンガポールなどで LEI が法制化されている。

店頭デリバティブ分野では、取引データのグローバルな集計を目的としたデータフォーマット等の基準策定が、CPMI-IOSCO 等の作業部会で進められている。当該基準を定めたガイダンス案では、取引主体等の複数のプレーヤーの識別に LEI を用いることが提案されている。今後、ガイダンスをベンチマークとして各国が LEI の利用を進めていくことが期待される。

店頭デリバティブ分野以外では、例えば銀行・保険等の金融機関が規制監督当局へ報告する際に LEI 記載を法規制上義務付ける方法が欧米等で採用されている。また、証券発行主体の識別、証券化商品や格付け機関の規制監督、不公正取引の防止など、主に証券市場取引で LEI を利用する取り組み事例がみられる。

## 6 欧州規制をめぐる動き

LEI の利用に関連して、欧州の二つの法規制の施行が最近注目されている。一つは、EMIR (European Market Infrastructure Regulation : 欧州市場インフラ規制) 上の店頭デリバティブ取引報告での LEI 義務付けである。これまでも EMIR では形式上、取引主体の識別に LEI を利用する旨義務付けられていたが、厳格な運用は猶予されていた。2017 年 11 月以降、欧州の取引情報蓄積機関は LEI を含まない取引報告を拒絶する旨義務付けられることとなっ

た。二つ目は、第 2 次金融商品市場指令 (MiFID II) のもとで取引報告義務を負う投資会社 (Investment Firm) が 2018 年 1 月以降、顧客の LEI を記載して報告を行う必要が生じることである (なお、MiFID II の当該規制の実施は結果的に 6 カ月猶予されることが 2017 年末に欧州当局より発表された)。

上記の法規制の実施は、日本法人である金融機関・事業会社でも影響を受ける場合があり、LEI を取得しない限り、欧州の取引相手と取引を継続できなくなる可能性がある。そのため、上記の欧州規制の実施を前に日本法人やファンドによる LEI 取得が進んだと考えられる。実際、グローバル LEI 財団の年次報告書によれば、日本における LEI の発行数は 2016 年末の約 4,700 件から 2018 年 1 月には約 8,200 件へ 7 割以上増加している。二つの欧州規制の影響と LEI 取得の必要性について、ISDA (国際スワップ・デリバティブ協会) 等の業界団体が事前に告知したことも寄与したと考えられる。

## 7 今後の展望

### 1) 公的分野による利用の拡大

店頭デリバティブや証券取引以外に、決済分野においても、LEI の利用可能性を当局主導で検討する動きがみられている。例えば、CPMI (Committee on Payments and Market Infrastructures : 決済・市場インフラ委員会) ではコルレス銀行業務<sup>\*7</sup>での顧客管理ツールとして LEI の利用を推奨している。国際送金の電文上では一般に BIC<sup>\*8</sup> が用いられているが、これを LEI に変換するための BIC と LEI のマッピング作業を促している。また、既存の送金電文フォーマット上に任意での LEI 利用のための項目追加や、今後のあるべき政策方針として ISO20022<sup>\*9</sup> への移行を前提とした LEI 利用の検

討を提言している。

グローバルな送金決済システムへの LEI の利用拡大は、アジア全体へメリットが大きく及ぶ可能性がある。欧米先進国と比べて、アジアでは国際的な証券取引のボリュームは少ない一方、国際的な送金決済の量は多く、また海外取引相手となる法人等の識別にニーズがある。仮にアジアにおいて、ISO20022 などの国際規格に基づく国際的な決済インフラが導入され、取引主体の識別に LEI が統一的に導入されれば、アジア全体の決済の効率化と安定化に寄与すると考えられる。

## 2) 民間による LEI 利用

当局主導による LEI 利用の促進をきっかけに、LEI の利用と普及が拡大するにつれ、民間企業による自主的な LEI 利用を促す可能性が増すであろう。特に、顧客やグループ拠点が世界中に広がるグローバル企業ほど、主体（Entity）を識別する業務に大きなコストをかけており、この効率化に国際規格である LEI が役立つ可能性がある。

2017 年 10 月、マッキンゼー・アンド・カンパニーとグローバル LEI 財団は共同でホワイトペーパー<sup>※10</sup>を公表した。このペーパーは、金融機関内の証券業務等で LEI を利用することによるコスト削減効果が大きく、特に顧客の定着や取引のミドル・バックオフィスにおける業務効率化や、顧客との取引に要する時間が短縮されることでの顧客エクスペリエンスの改善を主張している。

民間企業による LEI の主体的な利用に関する議論は海外でも緒についたばかりであるが、今後、必要な時間を経た上でベストプラクティスが確立し、利用方法とメリットが認知され、利用に弾みがつくことが期待される。

公的分野・民間分野とも、今後 LEI の利用が国際的に広がる可能性がある。こうした国際的な変化に乗り遅れないよう、日本においては LEI の規制上の利用方法や金融機関・事業法人での利用メリットについて、官民合同の勉強会などを通じて理解の向上を図っていくことが望まれる。

※7 外国為替において、所在国が異なる二つの銀行間の資金決済を、中継する銀行（コルレス銀行）の口座間で行うこと。

※8 SWIFT（国際銀行間金融通信協会）が提供する国際送金システム上で相手方の銀行を特定するために用いられる金融機関識別コード。

※9 ISO により制定された、金融業務で利用される通信メッセージの標準化手続きに関する国際規格。

※10 McKinsey & Company and GLEIF White Paper “The Legal Entity Identifier: The Value of the Unique Counterparty ID” October 2017

●…… 筆者

山崎 大輔（やまざき だいすけ）

株式会社 野村総合研究所

金融コンサルティング部

上級コンサルタント

専門は、国際金融規制、金融市場インフラ

金融庁勤務時の 2017 年 6 月まで、LEI

規制監視委員会の副議長を務めた。

E-mail: d-yamazaki@nri.co.jp